

報道関係者 各位

感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた 新型インフルエンザ患者について

9月25日、岩手県より、感染症法に基づく急性脳炎としての届出がなされるとともに、別添の通り情報提供がございましたので、お知らせいたします。

なお、患者の個人情報については、特段のご配慮をお願いいたします。

平成 21 年 9 月 25 日
岩手県新型コロナウイルス対策本部

県政記者クラブ各位

感染症法に基づく急性脳炎としての届出が行われた
新型インフルエンザ患者について

本日、新型インフルエンザの感染が確認された患者について、感染症法に基づく急性脳炎の届出が行われましたのでお知らせします。

なお、患者の個人情報については、特段のご配慮をお願いします。

【患者概要】

花巻市在住 10 歳 女性 基礎疾患なし

【経過】

9 月 22 日

- ・ 夜から発熱（38 度台）あるも受診せず、自宅で様子をみていた。

9 月 23 日

- ・ 夕方、高熱（40 度）、意識障害（異常行動、異常言動）あり、救急搬送により医療機関に入院。
- ・ インフルエンザ簡易検査で A 型陽性。
- ・ 嘔気嘔吐のためタミフル、リレンザを服用せず。

9 月 24 日

- ・ 熱 38 度台。

9 月 25 日

- ・ 熱は 38 度台で、異常行動については落ち着いてきた。
- ・ 夕方、PCR による確認検査により、新型インフルエンザと診断。
- ・ 所管保健所に感染症法に基づく急性脳炎（五類感染症）の届出。

※ 本件は、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部事務局の通知により、新型インフルエンザの入院患者がインフルエンザ脳症を発症している場合に該当することから、厚生労働省と地方自治体が連携して公表するものです。

担当：保健福祉部保健衛生課（佐々木、五日市） Ⅱ：019-629-5465、5467